町立小・中学校において新型コロナウイルス陽性者が確認された場合等の対応について

宇治田原町教育委員会

宇治田原町立小中学校において、新型コロナウイルス陽性者が確認された場合等の対応について、以下のとおりお知らせします。

児童生徒又は教職員の陽性が判明した場合について

- ① 当該児童生徒、教職員は、学校保健安全法第19条に基づき出席停止とします。(停止期間は医師又は保健所が登校を認めるまでの期間とします。)
- ② <u>陽性が判明した児童生徒、教職員が、学校に来ていた場合には、所管の保健所(山城北保健所)と相談のう</u> え臨時休業などの対応を決定します。

児童生徒又は教職員が濃厚接触者に特定された場合について

- ③ 児童生徒、教職員が濃厚接触者に特定された場合には、学校保健安全法第19条に基づき出席停止とします。 なお、この場合の出席停止期間は、陽性者と濃厚接触をした日から起算して7日間となります。
- ※4日目及び5日目に抗原検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合には、5日目から解除可能です。 その場合でも、7日目を経過するまでは、検温などご自身で健康状態の確認を行ってください。

児童生徒の登校について

- ④ 感染拡大の防止のため、児童生徒の登校前の健康状態の確認(検温等)をお願いします。また同居の家族の健康状態の把握もお願いします。
- ⑤ 発熱等の風邪の症状等が見られるときは登校を控えていただくようお願いします。(新型コロナウィルス感染予防のために欠席する場合には、その旨を学校にお伝えいただければ、校長の判断で欠席扱いにはしません。)
- ⑥ 同居の家族に発熱等の風邪の症状等が見られるときは登校を控えていただくようお願いします。
- ◆ 今後の行事等の予定は、新型コロナウイルス感染症の状況により変更することがありますのでご 了承いただきますようよろしくお願いします。